

職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第12号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (平成 7 年佐賀県人事委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>(時間外勤務代休時間の指定)</u></p> <p><u>第 3 条の 3 条例第 6 条の 2 第 1 項の人事委員会規則で定める期間は、佐賀県職員給与条例 (昭和26年佐賀県条例第 1 号。以下「県職員給与条例」という。) 第13条第 4 項及び佐賀県公立学校職員給与条例 (昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。) 第14条第 4 項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月 (次項において「60時間超過月」という。) の末日の翌日から同日を起算日とする 2 月後の日までの期間とする。</u></p> <p><u>2 任命権者は、条例第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき時間外勤務代休時間 (同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。) を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等 (休日 (条例第 8 条に規定する祝日法による休日及び年未年始の休日をいう。以下同じ。) 及び代休日 (条例第 9 条第 1 項に規定する代休日をいう。以下同じ。) を除く。第 4 項において同じ。) に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における県職員給与条例第13条第 4 項及び学校職員給与条例第14条第 4 項の規定の適用を受ける時間 (以下この項及び第 6 項において「60時間超過時間」という。) の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。</u></p>	

改正前	改正後
<p>(1) <u>県職員給与条例第13条第1項第1号及び第3項並びに学校職員給与条例第14条第1項第1号及び第3項に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる規定に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数</u></p> <p><u>ア 県職員給与条例第13条第2項及び学校職員給与条例第14条第2項</u></p> <p><u>イ 佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号）第15条（同条例第18条第1項において準用する場合を含む。）又は第19条の規定により読み替えられた県職員給与条例第13条第1項ただし書又は第2項及び学校職員給与条例第14条第1項ただし書又は第2項</u></p> <p><u>ウ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第9条第1項の規定により読み替えられた県職員給与条例第13条第2項及び任期付職員条例第9条第2項の規定により読み替えられた学校職員給与条例第14条第2項</u></p> <p>(3) <u>県職員給与条例第13条第1項第2号及び学校職員給与条例第14条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数</u></p> <p><u>3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。</u></p>	

改正前	改正後
<p>4 <u>任命権者は、条例第6条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>5 <u>任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。</u></p> <p>6 <u>任命権者は、条例第6条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。</u></p> <p>(育児短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p><u>第3条の4 略</u></p>	<p>(育児短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p><u>第3条の3 略</u></p> <p><u>(宿日直勤務)</u></p> <p><u>第3条の4 条例第6条の2第1項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。</u></p> <p>(1) <u>本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる宿日直勤務</u></p> <p>ア <u>警察本部及び警察署で宿直員の指揮監督にあたる宿直主任の業務を行う宿日直勤務</u></p> <p>イ <u>刑事関係又は交通関係の手配、照会、回答等の業務の処理</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>のため警察本部で行う宿日直勤務並びに警備又は事件の捜査、処理等のため警察署、機動隊庁舎、交通機動隊庁舎及び高速道路交通警察隊庁舎で行う宿日直勤務（警察本部及び警察署で行う宿日直勤務については、アに掲げる宿日直勤務を除く。）</u></p> <p><u>ウ 学生等の生活指導等のため消防学校、上場営農センター、農業大学校、果樹試験場、畜産試験場及び警察学校で行う宿日直勤務</u></p> <p><u>エ 事件処理等に関する情報連絡のため警察本部で行う宿日直勤務（アに掲げる宿日直勤務を除く。）</u></p> <p><u>オ 児童又は生徒の生活指導等のため特別支援学校で行う宿日直勤務</u></p> <p><u>カ 入所者等の生活介助等のため虹の松原学園、療育支援センター及び九千部学園で行う宿日直勤務並びに児童の介護のため総合福祉センターで行う宿日直勤務</u></p> <p><u>キ 災害その他の危機事象に係る緊急業務に関する情報連絡等のため本庁で行う宿日直勤務</u></p> <p><u>2 任命権者は、休日（条例第8条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。）又は国の行事の行われる日のうち人事委員会が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。</u> <u>（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合）</u></p> <p><u>第3条の4の2 条例第6条の2第1項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、前条第1項第2号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。</u></p>

改正前	改正後
	<p>2 <u>条例第6条の2第2項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。</u></p> <p><u>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</u></p> <p>第3条の4の3 <u>任命権者は、職員に時間外勤務(条例第6条の2第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。)を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、再任用短時間勤務職員(条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)及び任期付短時間勤務職員(同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に時間外勤務を命ずる場合には、これらの職員の正規の勤務時間が常時勤務することを要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</u></p> <p><u>(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)</u></p> <p>第3条の4の4 <u>任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる時間(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1に掲げる事業に従事する職員(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第2条第2項の教育職員(以下「教育職員」という。)を除く。以下同じ。)に時間外勤務を命ずる場合にあっては、労働基準法第36条第1項の協定(以下「協定」という。)において定めた同条第2項第4号に規定する時間)の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。</u></p> <p>(1) <u>1箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間</u></p>

改正前	改正後
	<p>(2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、職員に対し、臨時的に同項各号に掲げる時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合（労働基準法別表第1に掲げる事業に従事する職員にあっては、<u>臨時的に同法第36条第3項の限度時間を超えて勤務させる必要がある場合</u>）には、次の各号に掲げる時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずることができるものとする。</p> <p>(1) 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について80時間</p> <p>(2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間</p> <p>(3) 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月</p> <p>3 任命権者が、大規模災害等業務（大規模な災害への対応等公務の運営上真にやむを得ない業務をいう。以下同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に掲げる時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合（労働基準法別表第1に掲げる事業に従事する職員にあっては、任命権者が、同法第33条第1項の規定により行政官庁の許可を受け、又は届出をした場合）は、前2項の規定（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）は、適用しない。人事委員会が定める期間において大規模災害等業務に従事していた職員に対し、前項各号に掲げる時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。</p> <p>4 任命権者は、前項の規定により、第2項各号に掲げる時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合は、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をしなければならない。</p>

改正前	改正後
	<p>5 <u>任命権者は、第3項の規定により、第2項各号に掲げる時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合（労働基準法別表第1に掲げる事業に従事する職員に時間外勤務を命ずる場合にあつては、同法第33条第1項の規定により行政官庁の許可を受け、又は届け出た場合を除く。）は、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>前各項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。</u></p> <p><u>（時間外勤務代休時間の指定）</u></p> <p><u>第3条の4の5 条例第6条の3第1項の人事委員会規則で定める期間は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）第13条第4項及び佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）第14条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、条例第6条の3第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第9条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における県職員給与条例第13条第4項及び学校職員給与条例第14条第4項の規定の適用を受ける時</u></p>

改正前	改正後
	<p>間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。） <u>の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>県職員給与条例第13条第1項第1号及び第3項並びに学校職員給与条例第14条第1項第1号及び第3項に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる規定に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数</u></p> <p>ア <u>県職員給与条例第13条第2項及び学校職員給与条例第14条第2項</u></p> <p>イ <u>佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号）第15条（同条例第18条第1項において準用する場合を含む。）又は第19条の規定により読み替えられた県職員給与条例第13条第1項ただし書又は第2項及び学校職員給与条例第14条第1項ただし書又は第2項</u></p> <p>ウ <u>一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第9条第1項の規定により読み替えられた県職員給与条例第13条第2項及び任期付職員条例第9条第2項の規定により読み替えられた学校職員給与条例第14条第2項</u></p> <p>(3) <u>県職員給与条例第13条第1項第2号及び学校職員給与条例第14条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあ</u></p>

改正前	改正後
<p>(育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)</p> <p>第3条の5 職員は、条例第7条第1項に規定する早出遅出勤務(以下「早出遅出勤務」という。)を請求する場合は、早出遅出勤務請求書(様式第1号)により、早出遅出勤務を請求する一の期間(以下「早出遅出勤務期間」という。)について、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。)及び末日(以下「早出遅出勤務終了日」という。)とする日を明らかにして、あらかじめ同項の規定による請求を行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第3条の6 前条第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務</p>	<p>っては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。</p> <p>4 任命権者は、条例第6条の3第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。</p> <p>6 任命権者は、条例第6条の3第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(早出遅出勤務の請求手続等)</p> <p>第3条の5 職員は、条例第7条第1項に規定する早出遅出勤務(以下「早出遅出勤務」という。)を請求する場合は、早出遅出勤務請求書(様式第1号)により、早出遅出勤務を請求する一の期間について、その初日及び末日とする日を明らかにして、あらかじめ同項の規定による請求を行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>

改正前	改正後
<p><u>開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 当該請求に係る子（条例第7条第1項に規定する子をいう。第3条の9を除き、以下同じ。）が死亡した場合</u></p> <p><u>(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合</u></p> <p><u>(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合</u></p> <p><u>(4) 当該請求に係る子（条例第7条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）に限る。）が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</u></p> <p><u>(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第7条第1項に規定する職員に該当しなくなった場合</u></p> <p><u>2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第7条第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。</u></p> <p><u>3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護状況変更届（様式第2号）により、任命権者に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 前条第3項の規定は、前項の届出について準用する。</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>(条例第 7 条第 1 項の人事委員会規則で定める者)</u></p> <p><u>第 3 条の 7 条例第 7 条第 1 項の人事委員会規則で定める者は、児童福祉法第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親 (以下「養育里親」という。) である職員 (児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親 (以下「養子縁組里親」という。) として当該児童を委託することができない職員に限る。) に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。</u></p> <p><u>(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子を養育するために早出遅出勤務を請求できる職員)</u></p> <p><u>第 3 条の 8 条例第 7 条第 1 項第 2 号の人事委員会規則で定めるものは、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する放課後等サービス若しくは同法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第 14 項に規定する子育て援助活動支援事業に係る同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 77 条第 1 項に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習指導その他の教育支援活動を行う場所にその子 (各事業を利用するものに限る。) を出迎え、又は見送るために赴く職員とする。</u></p> <p><u>(介護を行う職員の早出遅出勤務に係る要件)</u></p> <p><u>第 3 条の 9 条例第 7 条第 2 項のその他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者 (第 2 号に掲げる者にあつては、職員と同居している者に限る。) とする。</u></p> <p><u>(1) 祖父母、兄弟姉妹及び孫</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>(2) 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの</u></p> <p><u>2 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。</u></p> <p><u>（介護を行う職員等の早出遅出勤務の請求手続等）</u></p> <p><u>第4条 第3条の5及び第3条の6（第1項第3号から第5号までを除く。）の規定は、条例第7条第2項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第3条の6第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 第3条の5及び第3条の6（第1項第3号から第5号までを除く。）の規定は、条例第7条第3項に規定する修学をする職員について準用する。この場合において、第3条の5第1項中「早出遅出勤務請求書（様式第1号）」とあるのは「修学のための早出遅出勤務請求書（様式第3号）」と、第3条の6第1項第1号中「子が死亡した」とあるのは「修学をしないこととなった」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「修学が、就学時刻の変更により早出遅出勤務を要しないこととなった」と、同条第3項中「育児又は介護状況変更届（様式第2号）」とあるのは「修学状況変更届（様式第4号）」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（育児を行う職員の深夜勤務の制限）</u></p>	<p><u>（育児を行う職員の深夜勤務の制限）</u></p> <p><u>第4条 条例第7条の2第1項のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親（以下「養育里親」という。）である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</u></p>

改正前	改正後
<p>第4条の2 条例第7条の2第1項の人事委員会規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。</p> <p>(3) 略</p> <p>第4条の3 条例第7条の2第1項の規定による深夜における勤務の制限（以下「深夜勤務制限」という。）を請求しようとする職員は、深夜勤務制限請求書（様式第5号）により、深夜勤務制限を請求しようとする一の期間（6月以内の期間に限る。以下「制限期間」という。）について、その初日（以下「制限開始日」という。）及び末日（以下「制限終了日」という。）とする日を明らかにして、制限開始日の1月前までに請求を行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第4条の4 深夜勤務制限の請求がされた後制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</p>	<p>第4条の2 条例第7条の2第1項の<u>常態として当該子を養育することができるものとして</u>人事委員会規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子（<u>条例第7条の2第1項に規定する子をいう。第4条の4の4を除き、以下同じ。</u>）を養育することが困難な状態にある者でないこと。</p> <p>(3) 略</p> <p>第4条の3 条例第7条の2第1項の規定による深夜における勤務の制限（以下「深夜勤務制限」という。）を請求しようとする職員は、深夜勤務制限請求書（様式第2号）により、深夜勤務制限を請求しようとする一の期間（6月以内の期間に限る。以下「制限期間」という。）について、その初日（以下「制限開始日」という。）及び末日（以下「制限終了日」という。）とする日を明らかにして、制限開始日の1月前までに請求を行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第4条の4 深夜勤務制限の請求がされた後制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等（<u>条例第7条の2第1項において子に含まれるものとされる者をいう。以下同じ。</u>）が民法（<u>明治29年法律第89号</u>）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による</p>

改正前	改正後
<p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護状況変更届（様式第2号）により、任命権者に届け出なければならない。</p> <p>4 略</p>	<p>措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護状況変更届（様式第3号）により、任命権者に届け出なければならない。</p> <p>4 略</p> <p><u>（育児を行う職員の時間外勤務の制限）</u></p> <p><u>第4条の4の2 条例第7条の2第2項又は第3項の規定による時間外勤務の制限（以下「時間外勤務制限」という。）を請求しようとする職員は、時間外勤務制限請求書（様式第4号）により、時間外勤務制限を請求しようとする一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに請求を行わなければならない。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。</u></p> <p><u>2 時間外勤務制限の請求があった場合においては、任命権者は、条例第7条の2第2項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 任命権者は、時間外勤務制限の請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（この項において「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、条例第7条の2第2項又は第3項に規定する措置を</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。</u></p> <p>4 <u>任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合には、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。</u></p> <p>5 <u>任命権者は、時間外勤務制限の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。</u></p> <p>第4条の4の3 <u>時間外勤務制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>当該請求に係る子が死亡した場合</u></p> <p>(2) <u>当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合</u></p> <p>(3) <u>当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合</u></p> <p>(4) <u>当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</u></p> <p>(5) <u>第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第7条の2第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合</u></p>

改正前	改正後
<p>(介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第4条の5 <u>前2条(前条第1項第3号から第5号までを除く。)</u>の</p>	<p>2 <u>時間外勤務制限開始日から起算して時間外勤務制限の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>当該請求に係る子が、条例第7条の2第2項の規定による請求にあっては3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に達した場合</u></p> <p>3 <u>前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護状況変更届により、任命権者に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>前条第5項の規定は、前項の届出について準用する。</u> (<u>介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限</u>)</p> <p>第4条の4の4 <u>条例第7条の2第4項のその他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者(第2号に掲げる者にあつては、職員と同居している者に限る。)とする。</u></p> <p>(1) <u>祖父母、兄弟姉妹及び孫</u></p> <p>(2) <u>職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの</u></p> <p>2 <u>条例第7条の2第4項の人事委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。</u></p> <p>第4条の5 <u>第4条の3から第4条の4の3まで(第4条の4第1</u></p>

改正前	改正後
<p>規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、<u>前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(代休日の指定)</p> <p>第5条 条例第9条第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(条例第6条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)について行わなければならない。</p>	<p><u>項第3号から第5号まで並びに第4条の4の3第1項第3号から第5号まで並びに同条第2項第1号及び第2号を除く。)の規定は、要介護者(条例第7条の2第4項に規定する要介護者をいう。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第4条の3第1項中「条例第7条の2第1項」とあるのは「条例第7条の2第4項」と、第4条の4第1項第1号及び第4条の4の3第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第4条の4第1項第2号及び第4条の4の3第1項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第4条の4の2第1項中「条例第7条の2第2項又は第3項」とあるのは「条例第7条の2第5項」と、「請求を行わなければならない。この場合において、条例第7条の2第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。」とあるのは「請求を行わなければならない。」と、条例第4条の4の2第2項及び第3項中「条例第7条の2第2項又は第3項に規定する措置」とあるのは「条例第7条の2第5項に規定する措置」と、第4条の4の3第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(代休日の指定)</p> <p>第5条 条例第9条第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(条例第6条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)について行わなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>2・3 略 （年次休暇の日数）</p> <p>第6条 条例第10条第1項第1号の人事委員会規則で定める年次休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>(1) 齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員（<u>条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。</u>）及び任期付短時間勤務職員（<u>条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。</u>）のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に齊一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>(2) 略</p>	<p>2・3 略 （年次休暇の日数）</p> <p>第6条 条例第10条第1項第1号の人事委員会規則で定める年次休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>(1) 齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に齊一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>(2) 略</p>

様式第1号を次のように改める。

早出遅出勤務請求書

年 月 日			
(任命権者) _____様			
次のとおり早出遅出勤務を請求します。			
請求者 所属 _____ 職名 _____ 氏名 _____ 印			
1 請求に係る 期間	申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	毎日 毎週 曜日 その他()
	取消しの日	年 月 日	
2 請求に係る 早出遅出勤務 の始業及び終 業の時刻	時 分 始業 時 分 終業		
注 1 について (1) 早出遅出勤務を請求する場合は、「取消しの日」欄は記入しないこと。 (2) 早出遅出勤務の取消しを請求する場合は、早出遅出勤務の請求時の申請書の「取消しの日」欄に記入すること。 2 について この欄の始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入すること。			

様式第3号を削る。

様式第2号中「様式第2号（第3条の6、第4条の4関係）」を「様式第2号（第4条の4、第4条の4の3関係）」に、

「

早出遅出勤務
深夜勤務制限

」を「

深夜勤務制限
時間外勤務制限

」に改め、同様式を様式第3号とする。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<u>様式第5号（第4条の3関係）</u> 略	<u>様式第2号（第4条の3関係）</u> 略

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第4条の4の2関係）

時間外勤務制限請求書

年 月 日									
(任命権者) _____ 様 次のとおり [養育 介護] のため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例 [第7条の2第2項 第7条の2第3項 第7条の2第5項] に基づく時間外勤務の制限を請求します。									
請求者 所属 _____ 職名 _____ 氏名 _____ 印									
1 請求に係る子又は要介護者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">氏名</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">続柄等</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">生年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日生(出産予定日)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">養子縁組の効力が生じた日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	氏名		続柄等		生年月日	年 月 日生(出産予定日)	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日
氏名									
続柄等									
生年月日	年 月 日生(出産予定日)								
養子縁組の効力が生じた日	年 月 日								
2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容									
3 請求に係る期間	年 月 日から 1年 月 (12月に満たないものに限る。)								
注 1について (1) 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合には、その事実）を記入すること。 (2) 「生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合において記入すること。 なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に 出産予定日を記入し、 出産予定日にレ印を記入すること。									
2について この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。									

(佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部改正)

第2条 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則(昭和32年佐賀県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第21条の3 県職員給与条例第14条前段の人事委員会規則で定める日は、週休日に当たる祝日法による休日の直後の勤務日等(勤務時間条例第9条第1項に規定する勤務日等をいう。以下この項において同じ。)(当該勤務日等が県職員給与条例第12条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等、勤務時間条例第6条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日又は次項の人事委員会が指定する日(以下この項において「休日等」という。)に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等)とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第22条 略</p> <p>2 職員が勤務時間条例第6条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「勤務時間条例第6条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する給与期間の次の」とする。</p> <p>3 略</p> <p>様式第3号(第23条関係)</p> <p style="text-align: center;">時間外勤務代休時間勤務命令簿</p> <p>略</p>	<p>第21条の3 県職員給与条例第14条前段の人事委員会規則で定める日は、週休日に当たる祝日法による休日の直後の勤務日等(勤務時間条例第9条第1項に規定する勤務日等をいう。以下この項において同じ。)(当該勤務日等が県職員給与条例第12条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等、勤務時間条例第6条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日又は次項の人事委員会が指定する日(以下この項において「休日等」という。)に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等)とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第22条 略</p> <p>2 職員が勤務時間条例第6条の3第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「勤務時間条例第6条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する給与期間の次の」とする。</p> <p>3 略</p> <p>様式第3号(第23条関係)</p> <p style="text-align: center;">時間外勤務代休時間勤務命令簿</p> <p>略</p>

改正前	改正後
<p>備考 1 略</p> <p>2 「指定された時間」欄には、勤務時間条例第6条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間を記入すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 「25 / 100」欄には、勤務時間数のうち勤務時間規則第3条の3第2項第1号の規定により換算された時間外勤務代休時間の時間数を記入すること。</p> <p>5 「50 / 100」欄には、勤務時間数のうち勤務時間規則第3条の3第2項第2号の規定により換算された時間外勤務代休時間の時間数を記入すること。</p> <p>6 「15 / 100」欄には、勤務時間数のうち勤務時間規則第3条の3第2項第3号の規定により換算された時間外勤務代休時間の時間数を記入すること。</p> <p>7 ~ 10 略</p>	<p>備考 1 略</p> <p>2 「指定された時間」欄には、勤務時間条例第6条の3第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間を記入すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 「25 / 100」欄には、勤務時間数のうち勤務時間規則第3条の4の5第2項第1号の規定により換算された時間外勤務代休時間の時間数を記入すること。</p> <p>5 「50 / 100」欄には、勤務時間数のうち勤務時間規則第3条の4の5第2項第2号の規定により換算された時間外勤務代休時間の時間数を記入すること。</p> <p>6 「15 / 100」欄には、勤務時間数のうち勤務時間規則第3条の4の5第2項第3号の規定により換算された時間外勤務代休時間の時間数を記入すること。</p> <p>7 ~ 10 略</p>

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第3条 通勤手当に関する規則(昭和33年佐賀県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第7条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号)第7条(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和31年佐賀県条例第51号)第2条においてその例によることとされる場合を含む。)に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより</p>	<p>第7条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号)第6条の2第1項(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和31年佐賀県条例第51号)第2条においてその例によることとされる場合を含む。)に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこ</p>

改正前	改正後
<p>難しい場合等正当な理由がある場合は、この限りでない。</p>	<p>れにより難しい場合等正当な理由がある場合は、この限りでない。</p>

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第 4 条 期末手当及び勤勉手当に関する規則 (昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) ~ (5) 略</p> <p>(6) 負傷又疾病 (公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号) 第 2 条第 2 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病 (外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。) 又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体 (公益的法人等派遣条例第 2 条第 3 項第 1 号に規定する派遣先団体をいう。) 若しくは公益的法人等派遣条例第13条第 1 号に規定する退職派遣者の特定法人 (公益的法人等派遣条例第11条に規定する特定法人をいう。) の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号) 第 7 条第 2 項に規定する通勤 (同条例第 3 条第 1 号に規定する派遣職員にあっては、当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。) による負傷若しくは疾病を除く。) により勤務しなかった期間から職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 7 年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。) 第 3 条第 1</p>	<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) ~ (5) 略</p> <p>(6) 負傷又疾病 (公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号) 第 2 条第 2 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病 (外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。) 又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体 (公益的法人等派遣条例第 2 条第 3 項第 1 号に規定する派遣先団体をいう。) 若しくは公益的法人等派遣条例第13条第 1 号に規定する退職派遣者の特定法人 (公益的法人等派遣条例第11条に規定する特定法人をいう。) の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号) 第 7 条第 2 項に規定する通勤 (同条例第 3 条第 1 号に規定する派遣職員にあっては、当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。) による負傷若しくは疾病を除く。) により勤務しなかった期間から職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 7 年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。) 第 3 条第 1</p>

改正前	改正後
<p>項（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。）第2条においてその例によることとされる場合を含む。）に規定する週休日、勤務時間条例第6条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日並びに県職員給与条例第12条及び学校職員給与条例第13条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（人事委員会の定める期間を除く。）</p> <p>(7)～(11) 略</p>	<p>項（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。）第2条においてその例によることとされる場合を含む。）に規定する週休日、勤務時間条例第6条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日並びに県職員給与条例第12条及び学校職員給与条例第13条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（人事委員会の定める期間を除く。）</p> <p>(7)～(11) 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（宿日直手当に関する規則の一部改正）

2 宿日直手当に関する規則（昭和46年佐賀県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（特殊な業務を主として行う宿日直）</p> <p>第2条 県職員給与条例第16条の2第1項及び公立学校職員給与条例第18条第1項に規定する人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務は、<u>次の各号に掲げる宿日直勤務とする。</u></p> <p>(1) <u>警察本部及び警察署で宿直員の指揮監督にあたる宿直主任の業務を行う宿日直勤務</u></p> <p>(2) <u>刑事関係又は交通関係の手配、照会、回答等の業務の処理の</u></p>	<p>（特殊な業務を主として行う宿日直）</p> <p>第2条 県職員給与条例第16条の2第1項及び公立学校職員給与条例第18条第1項に規定する人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務は、<u>職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年佐賀県人事委員会規則第10号。以下「勤務時間規則」という。）第3条の4第1項第2号に掲げる宿日直勤務とする。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>ため警察本部で行う宿日直勤務並びに警備又は事件の捜査、処理等のため警察署、機動隊庁舎、交通機動隊庁舎及び高速道路交通警察隊庁舎で行う宿日直勤務（警察本部及び警察署で行う宿日直勤務については、前号に掲げる宿日直勤務を除く。）</u></p> <p>(3) <u>学生等の生活指導等のため消防学校、上場営農センター、農業大学校、果樹試験場、畜産試験場及び警察学校で行う宿日直勤務</u></p> <p>(4) <u>事件処理等に関する情報連絡のため警察本部で行う宿日直勤務（第1号に掲げる宿日直勤務を除く。）</u></p> <p>(5) <u>児童、生徒の生活指導等のため特別支援学校で行う宿日直勤務</u></p> <p>(6) <u>入所者等の生活介助等のため虹の松原学園、療育支援センター及び九千部学園で行う宿日直勤務並びに児童の介護のため総合福祉センターで行う宿日直勤務</u></p> <p>(7) <u>災害その他の危機事象に係る緊急業務に関する情報連絡等のため本庁で行う宿日直勤務</u></p> <p>（宿日直手当の額）</p> <p>第3条 県職員給与条例第16条の2第1項及び公立学校職員給与条例第18条第1項に規定する宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>前条第1号から第3号（警察学校で行う宿日直勤務に限る。）までに掲げる宿日直勤務については、7,400円</u></p>	<p>（宿日直手当の額）</p> <p>第3条 県職員給与条例第16条の2第1項及び公立学校職員給与条例第18条第1項に規定する宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>勤務時間規則第3条の4第1項第1号に掲げる勤務については、4,400円</u></p> <p>(2) <u>勤務時間規則第3条の4第1項第2号アからウ（警察学校で行う宿日直勤務に限る。）までに掲げる宿日直勤務については、7,400円</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) <u>前条第3号(警察学校で行う宿日直勤務を除く。)</u>から第6号までに掲げる宿日直勤務については、6,100円</p> <p>(3) <u>前条第7号</u>に掲げる宿日直勤務については、5,300円</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる宿日直勤務以外の宿日直勤務については、4,400円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(3) <u>勤務時間規則第3条の4第1項第2号ウ(警察学校で行う宿日直勤務を除く。)</u>から<u>カ</u>までに掲げる宿日直勤務については、6,100円</p> <p>(4) <u>勤務時間規則第3条の4第1項第2号キ</u>に掲げる宿日直勤務については、5,300円</p> <p>2 略</p>